

## 平成 25 年度第 2 回岡山県男女共同参画審議会 議事概要

### (開催概要)

- 1 開催日時：平成 25 年 12 月 20 日（金）13:30～15:30
- 2 場 所：岡山県男女共同参画推進センター
- 3 出席者：
  - 委員（五十音順、敬称略）／出席 13 名  
景山 貢明、影山 美幸、菅田 茂、倉橋 澄江、澤井 倫子、沢山 美果子、多田 憲一郎、津下 公男、時實 達枝、中原 隆志、山下 明美、山部 達成  
（欠席 3 名／小川 政保、瀬良 静香、林 明美）
  - 事務局（県）／出席 6 名  
県民生活部長、男女共同参画青少年課長、男女共同参画推進センター（ウィズセンター）所長、事務局（男女共同参画青少年課）職員

### (議事次第)

#### 1 開 会

県民生活部長あいさつ

平素から男女共同参画社会の形成をはじめ、県政の推進に格別の御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今年度は、平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とする「第 3 次おかやまウィズプラン」の中間年である。これまで、5 つの基本目標、18 の重点目標に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、男女間のあらゆる暴力の根絶、仕事と生活の調和の実現などの取組を進めてきたところである。このプランに掲げる数値目標については、すでに目標値に到達している項目もある中で、数値目標の見直しはもとより、項目そのものの見直しも必要に応じて行うこととしている。

本日の審議会では、「ウィズプラン」の進捗状況をお示しした後、数値目標等の見直しについて御議論いただきたい。この他、いわゆる「DV防止法」の改正が来年 1 月に施行されることに伴い、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」の改正が必要になると考えており、併せて御議論いただきたい。

男女共同参画社会の実現に向けて、少しでも県民の皆様の期待に応える施策を推進できるよう、委員の皆様のお忌憚のない御意見・御提言を賜りたい。よろしく願います。

#### 2 議事概要

##### 議事（1）「第 3 次おかやまウィズプラン」の数値目標等の見直しについて

会長（司会）

年末のお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私が、最近思うことは、自由にもものが言えない社会にはいけないということである。自由にもものが言えない社会になると、男女共同参画社会の実現もおぼつかない、という危機感を強く持っている。そうならないためには、私たちひとり一人が、自分の問題を社会の問題としてとらえ、自分の意見や考え、疑問に思うことを自分の言葉で伝えていくということが、とても大事だと思っている。この審議会は、私たちひとり一人の意見が、県の施策に反映される貴重な機会である。忌憚のない意見と議論をお願いします。

まず、第3次おかやまウィズプランの数値目標等の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

男女共同参画  
青少年課長

**進捗状況について（資料2-1に沿って説明）**

数値目標はプランの取組の効果を検証するために設定したもので、平成24年度の実績を見ると、34項目中13項目で目標値に到達している。（その他欄に●印）

**数値目標の見直しについて（資料1、2-2、参考に沿って説明）**

今年度はウィズプランの中間年に当たる。数値目標を掲げた多くの項目で目標値に到達していることから、計画自体の変更は考えていないが、数値目標、項目等について6つの視点の考え方により見直しを行うこととしている。なお、数値目標等の変更にかかわらず、プランに掲げる施策の方向に沿い、引き続き取り組んでいくことには変わらない。この見直しにより、34項目が30項目となる。

**【目標値の引上げ理由】**

**I-4 公立高等学校におけるインターンシップ参加生徒数**

施策・事務事業評価の指標である「インターンシップ参加生徒率」の目標数値を基に引上げ。

**I-5 職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数**

目標を大幅に達成しているが、今後は、生徒の受入れ先の確保が困難という状況を勘案し、年3校程度の増加を見込んでの引上げ。

**II-8 一般職公務員の管理職における女性比率**

過去の実績を基に目標値を引上げ。

**II-12 復職した女性医師数**

過去3年の実績48人と同程度を上乗せし、引上げ。

**III-15 DV防止基本計画策定市町村数**

全市町村とするのが望ましいところだが、個別計画の作成は事務負担の課題がある。市町村において、男女共同参画計画の改定時期に合わせ、DV防止基本計画を策定するよう依頼することとし、平成27年度までに男女共同参画計画改定予定の市町村を加え、引上げ。

**III-18 地域包括支援センターの専門職員数**

65歳以上の介護保険加入者数を基に決められている、厚生労働省の専門職員配置数の基準を参考に引上げ。

**IV-21 男性の育児休業取得率**

過去の実績を基に引上げ。

**IV-24 地域子育て支援拠点数**

ウィズプランの上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」の目標値を基準に引上げ。

なお、項目名を生き生き指標と合わせるために「おかやま」を付ける。

**IV-25 「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業数**

ウィズプランの上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」の目標値を基準に引上げ。

## 【目標値の維持理由】

**V-31 農業委員の女性比率**

委員の候補となる女性が少なく、現状を維持することが容易でないため、引き続き目標値を維持。

## 【項目の差替え理由】

**Ⅲ-14 配偶者等からの暴力防止啓発講座等受講者数****→ 高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施**

DV防止施策の効果的な推進を図るため、高校生等への普及啓発を一層促進することを目標に差替え。

毎年度6校ずつ増加させるよう目標値を設定。

**V-34 NPO法人の認証数****→ 男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としている****NPO法人の認証数**

男女共同参画との関連をより分かりやすくするため、NPO法人の中でも、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人に差替え。

過去の実績を基に目標値を設定。

## 【項目そのものの廃止理由】

男女共同参画との関連を、よりわかりやすくすることが困難であるため、5項目を廃止する。取組を進めることが、関連して男女共同参画社会の実現に結びつく施策もあり、当然、必要な施策ではあるが、女性の参画が十分でない現状等で効果を検証する数値目標としては、女性の参画を推進する施策、男女の格差の改善に資する施策を取り上げるの方が、よりわかりやすいのではないかと考えた。また、目標値に到達するなど目的を達成し完了したため、2項目を廃止する。

**Ⅳ-22 延長保育を実施する保育所数**

目標値には達していないが、必要な数にはほぼ達しており、今後増加する見込みもほとんどないことから、目的を達し、完了したものとして廃止。

## 【新設理由】

**I 男女が平等に活躍できる地域に関する満足度**

男女共同参画の浸透度を計る指標として追加。

政策推進課が「県民満足度調査」として毎年アンケート調査を実施しており、その設問の「男女が平等に活躍できる地域になっている」に対する回答のうち、「満足している」、「やや満足している」と回答した人の割合を目標値とし、毎年1%の増加を見込んで設定。

**Ⅳ 病児・病後児保育を実施する箇所数**

ワーク・ライフ・バランス社会の推進を図るためには、病気になった子どもを一時的に保育する病児・病後児保育の実施箇所数の拡大が必要なことから指標として追加。

ウィズプランの上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」の目標値を基準に設定。

**V 女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合**

女性のチャレンジ支援の必要性から指標として追加。

ウィズプランの上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」の目標値を基準に設定。

会長（司会）

資料1についての説明と事前質問への回答があったが、意見、質問のある方は、挙手をお願いします。

委員

計画を作った当初は、必要があると判断し設定した目標と思われるが、今回廃止する項目があり、「男女共同参画との関連をよりわかりやすくすることが困難」との理由だが、もう少し具体的な廃止理由を教えてください。

男女共同参画  
青少年課長

ウィズプランにある施策を進めることは、男女共同参画社会に結びつくものではあるが、NPO法人数を男女共同参画に特化して差し替えたように、女性の参画、男女の格差の改善がより分かりやすい方がいいのではなかと判断した。また、同時期に、ウィズプランの上位計画である生き生きプランの改訂作業の中で、「より分かりやすく」という点が考慮されており、ウィズプランも同じように、より分かりやすくするという視点で見直しをした。

委員

目標数値は、実数よりもパーセントの方がわかりやすいと思う。実数は母数がないと、どのあたりにいるのかわからない。

インターンシップと職場体験活動に参加する生徒の女性の比率はどのくらいか。

男女共同参画  
青少年課長

**インターンシップと職場体験活動に参加する生徒の女性比率**

男女別の比率は持っていない。

委員

目標を変える場合、ジェンダー統計をきちんと出さなければ、男女共同参画の推進度合は分からないのではないかと思う。また、数値目標の変更根拠がバラバラだと、数値目標の項目を作っても意味がないのではないかと思う。

新たに基本目標Iに追加する「男女が平等に活躍できる地域に関する満足度」は、地域づくりに関わる項目であり、基本目標Vに分類すべきである。また、もっと分かりやすい表現にしてはどうか。

項目を見直しする「男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数」だが、男女共同参画を主にやっているNPOは、県内ではほとんどないと思われるため、指標に出すのはいかなものか。

男女共同参画  
青少年課長

**数値目標の根拠がバラバラについて**

それぞれの施策の中で、数値化できるものを取り上げている。根拠の取り方はいろいろあるため、同じ取り方をするのは非常に難しい。施策を図る上で、できるだけ分かりやすい数値を掲げていくこととしている。

**追加項目「男女が平等に活躍できる地域に関する満足度」について**

地域というより、男女共同参画の意識が浸透しているかどうかというところをとらえて基本目標Ⅰ「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」に分類している。また、表記については、分かりやすくすることを心がけているが、より分かりやすい表現があれば、御教示いただきたい。

**見直し項目「男女共同参画社会の形成の促進を図ることを活動目的としているNPO法人の認証数」について**

男女共同参画の分野で活動するNPOが増えることで、例えばDV被害者支援に特化した団体ができ、その団体がDV被害者支援の受け皿になることもあることから、望ましい指標と考え、目標数値に取り上げたところである。

会長（司会）

目標設定の根拠はバラバラだが、数値目標を掲げることによって、施策の進捗状況が明確になるとの説明であった。

委員

「商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率」の数値目標が低いのではなかろうか。商工会議所には女性が半分いるが、管理職は少ない。これは、女性の地位が低いという見方もでき、今後しっかり啓蒙していかななくてはならない。能力はあるが、遠慮しているのではなかろうか。女性の能力を引き出すためにも、数値目標を引き上げてもいいのではないか。

会長（司会）

目標を示されることによって、自分たちの現状を見直す機会となるので、必要によっては、数値目標を引き上げてもいいのではという意見だった。

男女共同参画  
青少年課長

**数値目標の引き上げについて**

できるようであれば、引き上げを働きかけてみる。

委員

数値目標が実現したかどうかも大事であるが、重要なのは実現のプロセスであり、評価の非常に大事なポイントである。それぞれの項目で推進するための組織があるが、その現場の組織が数値目標を知らないのでは、何のための目標なのかわからない。これを実現するための教育効果も非常に重要であり、目標が達成されたから廃止や目標引き上げではなく、どうい

う形で実現されて、現場の人はそれをどのように評価しているのか、細かく見ていかないと、お題目で終わってしまう。

委員

目標は、目的を実現するための手段を数値として表しているものであり、実際の目的を達成することが希薄になるようなことではいかがなものか。例えば、男女共同参画社会の形成のために頑張っているNPOが、活動の継続に非常に苦勞している。それを、どう支えていくのかがより重要である。認証数だけを目標にする時代は、すでに過ぎている。NPOの運営は、かなり厳しいと聞いており、県として、県民として、どう支えていくのか、それを考える時代に入っている。

男女共同参画  
青少年課長

#### 数値目標等の見直しについて

この数値目標は、プランの進捗状況を、わかりやすく表すための指標と考えていただきたい。数値目標ありきではない。他にわかりやすいものがあれば示していただき、必要に応じ変更などしていきたい。また、施策を推進する上でのプロセスの重要性については、関係部局に伝える。

県民生活部長

今回示した数値目標等の見直し項目について、委員の皆様が、これはおかし、こちらの方がふさわしいと考えられるものがあれば、持ち帰って検討する。

委員

これらの目標数値の設定については、県の上位計画や内部での調整の結果と推測するが、例えば、小数点以下の数字のある目標値は、一般の県民には違和感があるのではなかろうか。ウィズプランの目標は県民に対して打ち出すものであり、割り切れない数字を示すことにあまり意味はない。もっと覚えやすい数字である方がいいと考える。小数点以下のある目標数値の根拠を教えてほしい。

男女共同参画  
青少年課長

#### 小数点以下の数字のある数値目標の設定根拠について

「男女が平等に活躍できる地域に関する満足度」は、満足度の現状値24.6%から毎年1%ずつ増加。

「高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施」は、現況値から毎年6校ずつ増加。

「男性の育児休業取得率」は、過去の実績を元に統計手法で算出。

「女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合」は、上位計画の生き生きプランの、28年度までに55%の目標値を元に統計手法で算出。

会長（司会）

単純な統計手法、または生き生きプランの目標から1年減らす方法で算出した結果、小数点以下が出たとの説明であったが、県民に対して示す場合は、数値で示すよりも、なぜその数値になったのか、考え方を示す方がわかりやすいのではないかと思います。その他何かありますか。

委員	<p>「高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施」の数値目標については、100%でもいいのではないかと思う。現状の延長線上で目標設定するのではなく、県として将来どうしたいのか、指針として少し大きな目標を示してほしい。また、目標を校数にすると、ある学年だけ実施してもカウントされてしまい、全校生徒が受講しないまま100%になってしまうこともある。受講者数の方が、ウィズプランに掲げる目標を明確に示す数値になると考える。</p> <p>今回廃止となった「延長保育を実施する保育所数」について、幼保一元化や学童、その他の子育て支援拠点の充実を、当事者のニーズに合わせてやっていかなければならないと国も打ち出しているこの時期に、なぜ、廃止にするのか。延長保育は残すべきである。子育て中の人のお話を聞くと、働きたいが子どもがいるから働けない、パートでは育児休業などを取得しにくい、などの声がある。延長保育や学童などの充実、母親が働き始めることを保証していこうという国の施策も動き始めることを踏まえ、目標の精査が必要と考える。</p>
会長（司会）	<p>男女共同参画社会の実現を考えた時、働きたいと思っても働けない女性たちを後押しすることは重要であり、延長保育は廃止すべきでないという意見であった。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p><b>延長保育を実施する保育所数の廃止について</b> 関係部局に伝え、残せるよう検討できないか相談する。</p>
委員	<p>目標項目や目標数値を見た時に、少しピンとこなかった。例えば、全国平均と比べて岡山県はどの位置にいるのかを示せれば、県の強いところ弱いところがわかりやすくなるのではなかろうか。</p>
委員	<p>国内だけでなく海外と比べた指標もあれば、もっとわかりやすくなる。</p>
会長（司会）	<p>県民が、自分たちの位置を全国比較、国際比較する中で、より認識しやすい目標の掲示の仕方、示し方の工夫がいるのではないかという意見であった。</p>
委員	<p>いいのか悪いのかは別として、24時間営業があるということは、24時間体制の仕事もある。仕事がいっ終わるかわからない中で仕事をしている。延長保育を充実することは、この時代、大事なことである。また、保育所数だけ見れば充実しているのかもしれないが、それで満足していいのだろうか。数ではなく更なる時間の延長といった、延長保育を違う面でも</p>

っと充実させることを検討してもいいのではないかと。ただ単に廃止するのではなく、保育の充実を違った面で検討し、盛り込むことも考えていただきたい。

男女共同参画  
青少年課長

**延長保育に関する数値目標について**

延長保育の充実を示すような他の指標がないか、関係部局とも検討する。

委員

男女共同参画の推進に当たり、あらゆるところに女性がいることは大切なことであるが、「一般職公務員の管理職における女性比率」は、「教育職公務員」「民間企業」に比べて目標値が低いと思う。議会中継を見ていて、男性の姿しか映らないのは悲しい。町村になると女性議員がほとんどいない状況である。意思決定の場に女性がいるということは大切なことであり、目標値を上げて、女性がいることが当たり前の社会になってほしい。

男女共同参画  
青少年課長

**一般職公務員の管理職における女性比率の目標値について**

もちろん我々も女性の比率を高めていきたいと考えている。ただし、現状は職員構成の関係で、一般職公務員の女性管理職の比率を極端に高めるのは難しいところもある。

会長（司会）

女性の採用という、入口のところの目標を立てなくてはならないのではないかとも思う。

男女共同参画  
青少年課長

**女性の採用について**

当課では、若い方にワーク・ライフ・バランスを含め、世の中で働くのは男性だけではなく、女性も能力を発揮し働いてもらうことが当たり前の社会になるように、大学生などに対して講座、研修会を開催している。

採用については、正直、細かいところはわからないが、公務員は競争試験ということで公平に採用しているものと思っている。

委員

女性が働き続けられる社会を、どう作っていくのかということではないか。男性の育児休業率など、目に見えるところで男性が家事や育児に参加していくべきという、県としての方向性が見えなければ、女性が社会に出てきちんと仕事をし、管理職になっていくということは、絵に描いた餅でしかない。

## 議事（２）その他

会長（司会）	次の議題「その他」に移る。岡山県男女共同参画の促進に関する条例の改正（以下「県条例」とする。）について、事務局から説明をお願いします。
男女共同参画 青少年課長	<p><b><u>岡山県男女共同参画の促進に関する条例の改正について（資料３に沿って説明）</u></b></p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」とする。）では、法の適用対象を「配偶者」に限定していたが、改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について、適用対象が拡大されたことに伴い、県条例においても適用対象とする。なお、県条例では、法の適用対象である「配偶者」のみならず、親族関係も適用対象として、暴力の被害者保護に取り組んでいるところである。</p>
会長（司会）	資料３についての説明があったが、意見、質問のある方は、挙手をお願いします。
委員	<p>今回のDV防止法の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手」について「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。」とある。交際というのはとても広い意味があり、恋愛とか結婚に向けた関係に限らずいろいろ入ってしまう。例えば、福祉上、修学上等の理由による共同生活、学生寮、社員寮なども交際に含まれてしまうので、恋愛関係に近いものに限定する趣旨のようである。県条例では、これらを除く考えがあるのか。</p> <p>また、県条例の改正案を見ると、元生活の本拠を共にする交際相手を含むということになっているが、DV防止法改正の方では、過去に交際していた時に暴力があつて、交際を解消した後も続けて暴力がある場合には対象になるという構造になっている。岡山県は、あえて対象を広く取ったという解釈でいいのか確認したい。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p><b><u>県条例の適用範囲について</u></b></p> <p>基本的な考えは、DV防止法が拡大した範囲を県条例でも対象とするものである。DV防止法は、もともと配偶者、事実婚が適用対象となっているが、県条例は、もう少し適用対象が広く、親族間においても男女間の暴力を禁止している。それを整理し、資料３の図に書いてある「その他の親族」と定義している。県条例改正の文言は、現在、法制担当と詳細を詰めている。</p>
委員	県条例の方がDV防止法より広い範囲を保護していることになる。DVの相談の中に、息子から暴力を振るわれるというものが結構あるが、この

場合、DV防止法の保護命令は使えない。傷害となればすぐ逮捕できるが、そこまででない時にどうすればいいのかということが、よく問題になる。県条例上、一時保護は、夫婦間でなくてもできるが、それ以外でどのような具体的な保護ができるか教えてほしい。

男女共同参画  
青少年課長

**県条例上での一時保護以外の具体的な保護について**

県条例は、DV防止法より対象は広いが、できる内容は、助言や一時保護である。また、一時保護については、女性相談所だけで行っているため、女性が対象である。避難した場合の加害者等に対する住民票の交付阻止については、被害者の方が市町村に対して支援措置の申し出をし、市町村長の判断で、住民基本台帳の一部の閲覧制限等ができると聞いている。こういった支援措置については、ウィズセンターや県内の男女センターにおいて、相談内容により情報提供していると思う。

委員

息子からの暴力では、逃げた後に息子に住民票を見せないでほしいという相談もある。市町村において、夫婦間のDVであれば対応するが、それ以外の暴力の場合は難しいというケースがあったので、こういうことも認められればいいと思う。

男女共同参画  
青少年課長

**住民票の閲覧制限について**

総務省のホームページによると、DV、ストーカー行為、児童虐待などに準ずる行為は市町村長の判断で対応できるようであり、被害の状況に応じてというところはあると思う。

会長（司会）

その他、意見、質問のある方は、挙手をお願いします。

委員

話は戻ってしまうが、防災についての目標が必要と考える。DVについては、ストーカーを含めた性犯罪やセクハラ、パワハラなどの、具体的な数値目標を次期プランに掲げていただきたい。県内の男女共同参画がどこまで進んでいるか、まとめや評価をしなければならない時期だと個人的には思っている。また、女子差別撤廃条約について、次期プランに向けて、県民に啓発し気運を高めていただきたい。

来年度からウィズフェスティバルの予算がカットされるが、県条例第21条に男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するとある。今後、どのような形で推進月間に取り組んでいくのか。

男女共同参画  
青少年課長

**防災に関する数値目標について**

現行のウィズプランにも、防災分野における女性の活躍の拡大を掲げており、数値目標も女性消防団員数を設定している。新プランの中にどう組

み込んでいくのか、今後、議論していただきたい。

**ストーカーを含めた性犯罪やセクハラ、パワハラなどに関する数値目標について**

現行のウィズプランの基本目標Ⅲで、男女間のあらゆる暴力の根絶を目標とし取り組んでいるところであり、今後こういった目標を設定するかについて、また意見をいただきたいと思う。

**男女共同参画推進月間の取組について**

ウィズフェスティバルは、有識者から、啓発効果の点で指摘をいただき、今回廃止となった。今後は、著名人を呼んで盛大な講演会を開催するのは難しいが、既存の啓発事業を推進月間中に効果的に展開するなど、工夫しながら実施し、啓発効果が上がるよう行ってまいりたい。

県民生活部長

講演会という形の啓発は否定されたが、規定の予算の中で工夫して、効果の出せる啓発事業ができないか、執行段階で考えていかななくてはならないと思っている。改めて、啓発手法を我々がもう一度、一から考えるという試練を与えられたと思っている。審議会の委員の皆様や関係機関の皆様の意見を伺いながら工夫を重ねていきたい。

委員

県条例の改正に異存はないが、交際相手にも適用対象を広げられないだろうか。これまで、暴力を振るわれ、望まない妊娠をする若い女の子たちに出会ってきた。若い世代はストーカー法でしか守れない。三鷹市のような凄惨な事件が岡山で起こらないとは誰も断言できない。県条例で、その他の親族に幅を広げてくれている状況と、デートDV防止啓発のため、様々な施策を県が展開する中で、県条例の今回の改正案に、他府県に先んじて、デートDVを視野に入れた内容を含むわけにはいかないだろうか。とても難しいことだと思うが、この一歩が全国的にも大きな一歩になっていく。是非検討願いたい。

男女共同参画  
青少年課長

**県条例の適用範囲について**

難しい御質問をいただいた。今回は法律の範囲内での条例改正を考えている。これまで色々検討してきたが、お話の交際相手を法律用語で定義するのは、なかなか難しいのが現状である。今回の県条例改正では、あくまで法律の適用対象と同じところまでをカバーしたいと思っている。DV防止法の中で、都道府県は、DV防止基本計画の策定を義務付けられているが、その中で以前より、デートDVの施策を展開しており、今後も引き続き取り組んでいく。今回は、法律以上のことは考えておらず、今後、国の動きを見ながら検討させていただきたい。

委員

例えば、自分の娘がデートDVの被害に遭うかもしれないなど、具体的に想像しながら、あらゆることを考えていただきたい。先んじてやることで国を変えていくともできるし、何よりも、子どもたちを守っていくことができると思っている。是非ともお願いしたい。

委員	<p>DV防止法というのは、罰則まである法律であって、処罰があるものは範囲を明確にしないといけないものであり、先ほどのように「交際相手」の意味についても突き詰めなくてはならない。しかし、努力目標とするなど、いろいろな規定の仕方はあると思う。岡山県として、広い範囲で取り組む姿勢を示すということは不可能ではないと考える。</p>
男女共同参画 青少年課長	<p><b>県条例の適用範囲について</b>          罰則ではないが、県条例の中にも、被害者に面会を求めてきた者に対して禁止や制限をするということを書いているところがある。ここは、権利を侵害する部分であり、今回法律が変わることで、県条例でも範囲をそろえるのがいいのではないかと検討してきたところである。引き続き検討課題とさせていただきたい。</p>
委員	<p>この審議会の意見は重いものだ。今の意見を謙虚に受け入れて、きちんと検討していただきたい。そんなに難しい話ではないのではないかと。</p>
県民生活部長	<p><b>県条例の適用範囲について</b>          実は、デートDVを県条例に取り込むことについては、検討してきたが、デートDVを条例で定義することで行き詰まっている。議論していない訳ではないが、なかなかうまくいっていないのが現状であり、御理解いただきたい。</p>
委員	<p>各委員の意見には、様々な背景があるということ汲んでもらいたい。県は自分たちが最低限やりたいことだけを説明し了解を得ることで、審議会や議会、県民の了解を取っている、というように思えてならない。</p>
委員	<p>例えば、準ずるという表現で、ぼやかして書くことは難しいのか。</p>
委員	<p>DV防止法では、DV防止基本計画を都道府県では作らなくてはならないが、市町村は努力義務だ。主語が違えば義務が違ってくることは、どの法律でもある。そこは知恵を働かせていただきたい。</p>
委員	<p>検討しているという言葉が聞けてとても安心した。何もされてない訳ではないということで、期待している。</p>
会長（司会）	<p>そろそろ時間となるが、その他、意見のある方は、挙手をお願いします。</p>

委員

目標と目的は違う。数値目標が目的達成にどの程度効果を上げているのか、いわゆる定量的な評価とともに定性的な評価をやっていただきたい。

委員

数値目標の位置付けをもう一度認識する必要がある。数値目標を実現したらどんな社会が実現できるのかが重要である。これらの数値目標はバラバラに並んでいるわけではなく、相互に関係して並んでいるものと思う。今日、問題になった延長保育を実施する保育所数は、私も廃止すべきではないと思っている。基本目標Ⅳのワーク・ライフ・バランスの実現では、残り全ての目標を引き上げることとなっているが、延長保育だけを廃止するのは、アクセルを踏みながら、一方でブレーキを掛けているという、何をやっているのか分からない感じがする。

数値目標を達成したかどうかよりも、どうやって実現したかの方が大事である。商工会議所の話も出たが、現場の方が知らないうちに実現されるものではなく、関係者が数値目標を知り、どうやって実現されたかをわかっていないと何の意味もないことだと思う。評価のための評価ではなく、この評価をして何を実現するのかということを経営の方には、しっかりと認識していただきたいと思う。

会長（司会）

（まとめ）

この審議会という場が、どういう場なのかということを変更して自覚させていただいた。

数値目標を示すということは、県の側からいうと施策の進捗状況を示すことだが、それだけでなく、進まずに停滞しているところがあれば、県としてどう支援し、一方で我々県民はそのプロセスをどう見守っていくのか、その一つの指針になるものだということがわかった。

これらの問題をもっと県民に知らしめるために、予算を使わなくても、もっと地道で、かつ県民に浸透していくようなやり方を工夫する必要があるという部長からの話もあった。

県民一人ひとりが自分の位置というものを確認していく手立てになるよう、国際比較や分かりやすい数値にするなど、啓発のあり方を考え直す必要もある。

県においては、本日の討論を参考に、今後の男女共同参画施策を推進していただくようお願いする。

－ 以上 －